改正後

（算定政令第五条第一項第一号ロ(2)に規定する厚生労働省令で定める算定方法）

第七条　算定政令第五条第一項第一号ロ(2)に規定する当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者（法第七十三条第一項第一号イに規定する組合特定被保険者をいう。以下同じ。）でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一・二　（略）

2　算定政令第五条第一項第一号ロ(2)に規定する当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る後期高齢者支援金の納付に要する費用の額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一・二　（略）

3　算定政令第五条第一項第一号ロ(2)に規定する当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る介護納付金の納付に要する費用の額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一　当該組合の介護納付金の納付に要する費用の額

二　イに掲げる数をロに掲げる数で除して得た率

イ　前々年度における当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないもののうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者であるものの数

ロ　前々年度における当該組合の被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者であるものの数

4　算定政令第五条第一項第一号ロ(2)に規定する当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る前期高齢者交付金の額は、当該組合の前期高齢者交付金の額に第一項第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

（算定政令第五条第四項第二号及び第五項第三号ニに規定する厚生労働省令で定める算定方法）

第七条の五　算定政令第五条第四項第二号及び第五項第三号ニに規定する組合特定被保険者（指定組合特定被保険者（同条第四項第一号に規定する指定組合特定被保険者をいう。次条において同じ。）を除く。第二号イ及び第七条の七から第七条の九までにおいて同じ。）に係る前期高齢者交付金の額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一・二　（略）

（算定政令第五条第五項第三号ハに規定する厚生労働省令で定める算定方法）

第七条の九　算定政令第五条第五項第三号ハに規定する組合特定被保険者に係る介護納付金の納付に要する費用の額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一　当該組合の介護納付金の納付に要する費用の額

二　イに掲げる数をロに掲げる数で除して得た率

イ　前々年度における当該組合の組合特定被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者であるものの数

ロ　前々年度における当該組合の被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者であるものの数

改正前

（算定政令第五条第一項第一号ロ(2)に規定する厚生労働省令で定める算定方法）

第七条　算定政令第五条第一項第一号ロ(2)に規定する被用者保険等保険者である組合（同号ロに規定する被用者保険等保険者である組合をいう。以下同じ。）の被保険者であつて組合特定被保険者（法第七十三条第一項第一号イに規定する組合特定被保険者をいう。以下同じ。）でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一・二　（略）

2　算定政令第五条第一項第一号ロ(2)に規定する被用者保険等保険者である組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る後期高齢者支援金の納付に要する費用の額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一・二　（略）

（新設）

3　算定政令第五条第一項第一号ロ(2)に規定する被用者保険等保険者である組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る前期高齢者交付金の額は、当該組合の前期高齢者交付金の額に第一項第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

（算定政令第五条第四項第二号及び第五項第三号ハに規定する厚生労働省令で定める算定方法）

第七条の五　算定政令第五条第四項第二号及び第五項第三号ハに規定する組合特定被保険者（指定組合特定被保険者（算定政令第五条第四項第一号に規定する指定組合特定被保険者をいう。次条において同じ。）を除く。第二号イ、第七条の七及び第七条の八において同じ。）に係る前期高齢者交付金の額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一・二　（略）

（新設）